1933　可搬型多項目モニタ用プログラム
1934　心臓内オキシメータ用プログラム
1935　観血血圧モニタ用プログラム
1936　テレメトリー式心電計用プログラム
1937　テレメトリー式脳波計用プログラム
1938　テレメトリー式生体信号測定装置用プログラム
1939　呼吸抵抗計用プログラム
1940　電子式診断用スパイロメータ用プログラム
1941　呼吸機能測定装置用プログラム
1942　自動視野・眼撮影装置用プログラム
1943　神経疾患診断用定量的感覚検査器用プログラム
1944　前庭機能熱刺激装置用プログラム
1945　電気味覚計用プログラム
1946　体成分分析装置用プログラム
1947　内視鏡挿入形状検出装置用プログラム
1948　歯科診断用口腔内カメラ用プログラム
1949　骨Ｘ線吸収測定装置用プログラム
1950　皮膚赤外線体温計用プログラム
1951　ベクトル心電計用プログラム
1952　超音波診断装置付心電計用プログラム
1953　眼球運動検査プログラム
1954　手術用ナビゲーションユニット用プログラム
1955　ＭＲ組合せ型ポジトロンＣＴ装置用プログラム

○厚生労働省告示第四百四十七号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）の施行に伴い、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十九条の三第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第百七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器（平成十八年厚生労働省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器

本則中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」に、「及び1780から1783まで」を「、1780から1783まで、1878及び1879」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十八号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）の施行に伴い、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する特定医療機器は、次に掲げるものとする。

一　植込み型心臓ペースメーカ
(1)　植込み型心臓ペースメーカ
(2)　植込み型両心室同期ペースメーカ
(3)　除細動機能なし植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータ
(4)　除細動機能付植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータ

二　植込み型心臓ペースメーカの導線
(1)　心外膜植込み型ペースメーカリード
(2)　心内膜植込み型ペースメーカリード
(3)　植込み型ペースメーカアダプタ

三　植込み型補助人工心臓
(1)　植込み型補助人工心臓システム
(2)　植込み型補助人工心臓ポンプ
(3)　植込み型補助人工心臓用電源供給ユニット

四　除細動器（人の体内に植え込む方法で使用されるものに限る。次号において同じ。）
(1)　自動植込み型除細動器
(2)　デュアルチャンバ自動植込み型除細動器

五　除細動器の導線
(1)　植込み型除細動器・ペースメーカリード

六　人工血管（冠状動脈、胸部大動脈、腹部大動脈及び肺動脈に使用されるものに限る。）
(1)　中心循環系人工血管
(2)　ゼラチン使用人工血管
(3)　コラーゲン使用人工血管
(4)　アルブミン使用人工血管
(5)　ヘパリン使用人工血管
(6)　ウシ由来弁付人工血管
(7)　大動脈用ステントグラフト
(8)　冠動脈用ステントグラフト
(9)　肺動脈用シャント

七　人工心臓弁
(1)　機械式人工心臓弁
(2)　人工血管付機械式人工心臓弁
(3)　ウシ心のう膜弁
(4)　ブタ心臓弁
(5)　人工血管付ブタ心臓弁
(6)　経カテーテルウシ心のう膜弁
(7)　ウマ心のう膜弁

八　人工弁輪
(1)　弁形成リング